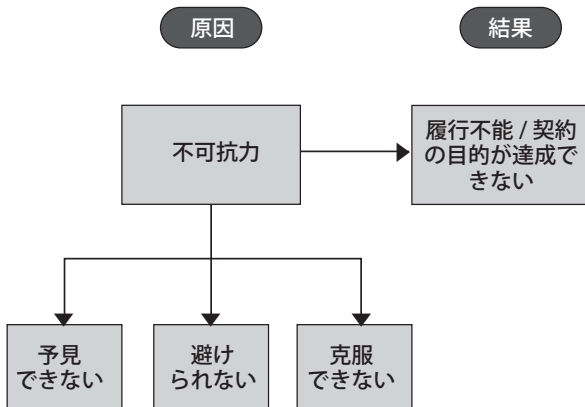


北京市中倫弁護士事務所  
パートナー弁護士 宋成哲

# ける「不可抗力」に関する解説

図1 不可抗力抗弁の構成



第117条の規定に合わせ、不可抗力抗弁の構成は図1のようになります。

## (2) 証拠提出責任を負う側の当事者が不可抗力を主張する際に提出すべき証拠

当事者の一方が「不可抗力」を主張する際、証拠保全を行わなければなりません。政府の命令や感染症、国内外の規制措置により契約が履行できない場合、企業は具体的な規制措置の通知や公告を証拠として提出しなければなりません。例えば、各地の政府が実施した隔離管理措置、遅滞復員<sup>注1</sup>の通知、政府が実施した具体的な交通・物流や貿易管理措置の公告などが含まれます。国際貿易の契約については、中国国際貿易促進委員会 (CCPIT) は既に明確な通知を発出しています。新型コロナウイルス肺炎の感染拡大の影響により企業は国際貿易契約を①期限どおりに履行できない、または②一切履行できない場合、CCPITに申請すると、CCPITによる確認後、不可抗力証明書が発行されます。

## 三. 免責効果

### (1) 不可抗力の条件を満たした場合

不可抗力条件を満たしたとしても、必ずしも全てが免責となるとは限りません。「契約法」第118条は、「当事者の一方が不可抗力で契約を履行できない場合、相手に直ちに通知し、相手に与える損失を軽減し、かつ合理的な期限内に証明書を提出しなければならない。」と規定し、「契約法」第119条では、「当事者の一方が違約をした後、相手は適切な措置を取り損失の拡大を防止しなければならない。適切な措置を取らずに損失が拡大した場合、拡大した損失

に対して賠償を請求してはならない。当事者が損失拡大防止のために支出した合理的な費用は、違約側が負担する。」と規定しました。そのため、不可抗力事件が発生した後、契約を履行できない場合は通知義務および損害を止める義務を直ちに履行し、損失を最小限に抑える義務があります。

### (2) 契約に不可抗力を含め、援用する際の免責効果

不可抗力を免責条項として定め、不可抗力により契約を履行できない場合、不可抗力の影響により責任を一部または全て免除することができます。しかし、金銭債務の遅延責任は不可抗力を理由に免除することができません。また、履行遅延期間中に発生した不可抗力は免責効力を持ちません。

### (3) 契約書に不可抗力条項が含まれていない場合

不可抗力条項とは、契約に当事者の一方が不可抗力により、契約の全てまたは一部の義務を履行できない場合、その全てまたは一部の責任を免除することを明確に規定する条項です。不可抗力事件が発生した後、双方の当事者は契約内容を適用し、免責を主張することができます。ただし、不可抗力条項が契約書に含まれているかどうかに関わらず、法定免責への援用には影響はありません。

不可抗力条項は法定免責条項として、その法定免責条項の約定範囲が法定範囲より小さい場合、法定範囲以内の部分は法定免責を援用して約定範囲を超えて免責を主張することができます。一方でその約定範囲が法定範囲より大きい場合、法定範囲の部分については法定免責を主張することができます。法定範囲を超えた部分に関しては、当事者同士が合意した免責条項として、免責ができます。

## 四. 「不可抗力」条項に含めるべき内容

不可抗力条項とは、双方が契約で規定した不可抗力に関する内容です。不可抗力事件の範囲、不可抗力事件が発生した後の法的結果、証拠提出と通知義務などを含みます。不可抗力事件の範囲を概述や列挙などの方法により明確にし、双方が不可抗力事件の認定と解釈に食い違いが生じないようにすることが重要です。不可抗力が発生した後の法的結果に対し、どのような条件で契約の中止や解除、契約期間の延長を行うか、違反側が「不可抗力」の免責効果を悪用しないよう、証拠提出責任と通知義務を明記することも考えられます。

注1：オフィスや工場への出勤禁止や、立ち入り人数の制限措置

# 中国ビジネス Q&A 新型コロナウイルス肺炎で生じた中国にお

**Q** 新型コロナウイルス肺炎の感染拡大が世界経済に大きな影響を与えています。中国においても想定外の事態により、企業間で契約の不履行が生じることが少なくありません。中国において、こうした「不可抗力」が発生した場合の対処方法について教えてください。

**A** 中国において「不可抗力」が生じた場合、主に「民法総則」と「契約法」に基づいて処理を行うこととなります。以下、具体的に解説します。

## 一. 不可抗力の法律規定

### (1) 中国の法律で定義される「不可抗力」

「民法総則」第 118 条と「契約法」第 117 条は、不可抗力を定義しています。不可抗力とは、予見できない、避けられない、克服できない客観的な状況を指します。不可抗力は、台風、地震、洪水、雹などの自然災害；徴収、徴用など政府による強制的な行為、あるいはストライキ、暴動などの社会の異常事態を含みます。

### (2) 不可抗力の主な法律規定

中国では主に「民法総則」と「契約法」で不可抗力を定義しています。以下はその条文です。

●「民法総則」第 180 条：「不可抗力により民事義務を履行できない場合、民事責任を負わない。法律に別途規定がある場合は、その規定に従う。不可抗力とは予見できない、避けられない、克服できない客観的な状況を指す。」

●「契約法」第 94 条：「次のいずれかの状況がある場合、当事者は契約を解除することができる。(1) 不可抗力により契約目的を達成できない ……以下略」

●「契約法」第 117 条：「不可抗力により契約を履行できない場合、責任を一部または全て免除する。不可抗力とは、予見できない、避けられない、克服できない客観的な状況を指す。」

●「契約法」第 118 条：「当事者の一方が不可抗力で契約を履行できない場合、直ちに相手に通知し、相手に与える損失を軽減し、かつ合理的な期限内に証明書を提出しなければならない。」

●「契約法」第 119 条：「当事者の一方が契約違反をした後、相手は適切な措置を取り、損失の拡大を防止しなければならない。適切な措置をとらずに損失が拡大した場合、拡大した損失に対して賠償を請求してはならない。当事者が損失拡大防止のために支出した合理的な費用は、契約違反側が負担する。」

### (3) 新型コロナウイルス肺炎は「不可抗力」に相当するか？

新型コロナウイルス肺炎が「不可抗力」に相当するかどう

かは、具体的な民商事紛争事件の個々の条件も踏まえ、総合的に判断しなければなりません。感染症を不可抗力と認定できるかどうかは、契約の履行期限、契約の履行内容、感染症の影響度等との因果関係により判断されます。民商事契約に感染症の不可抗力が含まれているかどうかを確認するほか、当事者が最大限の注意および努力を払っても感染を防ぐことができず、契約履行に根本的な障害をもたらしたことを証明できるかを確認する必要があります。感染症の影響を受け、あらゆる手段を講じても契約を履行できない場合のみ契約履行障害があると認められ、不可抗力と認定されます。

## 二. 不可抗力の免責条件

### (1) 不可抗力の免責抗弁を行使するために必要な条件

「不可抗力」で取引抗弁を行うには、一般的に「不可抗力要素」、「因果関係と原因力要素」、「通知と証明要素」、「欠陥要素」の 4 つの側面から考える必要があります。具体的には、①不可抗力により取引が阻止される；②不可抗力で契約の履行が不可能；③当事者の相手への通知による証明；④相手による欠陥措置、の 4 点です。

「民法総則」第 180 条によると、重要な要素は「原因」、「不可抗力」と「履行不能」です。履行不能は結果であり、不可抗力は原因であり、両者の間に関係を築いて当事者を免責するポイントは「原因」です。不可抗力の原因は「予見できない、避けられない、克服できない客観的な状況」です。具体的な内容は表 1 の通りです。

「民法総則」第 180 条および「契約法」第 94 条および

表 1 不可抗力抗弁の原因

予見できない	この事件の発生に対し、一般的・常識的に予見できない。
避けられない	この事件に対し、当事者は不可抗力抗弁期間中に合理的な注意義務、または合理的な措置をとったとしても回避できない。
克服できない	この事件に対し、当事者は不可抗力抗弁期間中に合理的な注意義務、または合理的な措置をとったとしても、克服することができない。